

○厚生労働省告示第十一号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

第百三十八号を第百四十号とし、第百一号から第百三十七号までを二号ずつ繰り下げ、第百号を第百一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二 ブレンツキシマブ ベドチン及びその製剤

第九十九号を第百号とし、第四十号から第九十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十 (二E) | N | 「四 | (三 | クロロ | 四 | フルオロアニリノ) | 七 | 「 (三S) | オキソラ
ン | 三 | イル」 | オキシ | キナゾリン | 六 | イル」 | 四 | (ジメチルアミノ) | ブター | ニ | エナミド (別名アフアチニブ)、その塩類及びそれらの製剤